

## 専第2号

### 鹿児島県税条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県税条例の一部を改正する条例を次のように制定することについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和6年3月30日

鹿児島県知事 塩田康一

### 鹿児島県税条例の一部を改正する条例

鹿児島県税条例（昭和38年鹿児島県条例第23号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）」を「地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項」に改め、同条第3項を削る。

附則第16条第1項中「令和6年3月31日」を「法附則第32条第1項に定める期間の末日」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「法附則第32条第2項に定める期間の末日」に改める。

附則第16条の2中「令和6年3月31日」を「令和11年3月31日」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に地方自治法施行令等の一部を改正する政令（令和6年政令第12号）第1条の規定による改正前の地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条の2第1項（第1号に係る部分に限る。）の規定により知事が収納の事務を委託している者（地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定による指定を受けた者を除く。）に対する個人の事業税、不動産取得税及び自動車税の種別割に係る徴収金の納付については、改正後の鹿児島県税条例第15条第2項の規定にかかわらず、なお従前の例による。